

明和町日本遺産魅力増進業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和8年8月

第1 業務の名称

明和町日本遺産魅力増進業務委託

第2 業務の背景・目的

明和町は平成 27 年に文化庁の日本遺産として「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の認定を受けており、当該ストーリーを構成する文化資源が町内に多数所在している。明和町の斎宮及び斎王に係る歴史文化資源は、固有性及び希少性を有し、地域の文化観光振興を図る上で重要な資源である。加えて、明和町が策定した「第3次明和町観光振興計画（令和8年3月）」においては、日本遺産関連の消費額を令和6年度の約9億円から令和12年度に約20億円へ引き上げる目標が掲げられており、当該資源を活用した誘客及び周遊促進を通じて、地域内消費の拡大を図ることが求められている。

また、明和町内における日本遺産の認知度は、令和6年度調査で約60%となっており、今後はその大幅な向上を図る必要がある。あわせて、県外における斎宮跡の認知度は、令和4年度に実施した調査で約8.5%にとどまっており、とりわけ県外に向けた認知拡大が大きな課題となっている。

さらに、三重県においては、伊勢志摩地域及び伊勢神宮が県内観光の中核的な集客拠点の一つとなっており、令和7年の観光レクリエーション入込客数推計では、伊勢志摩地域が11,088千人、伊勢神宮が7,707千人となるなど、高い集客水準を維持している。一方で、伊勢志摩地域における国外からのインバウンド（訪日外国人観光客）の比率は1%から2%程度にとどまっており（「伊勢志摩及び周辺地域マスタープラン（令和8年1月 伊勢志摩高付加価値インバウンド観光地づくり推進協議会）」より）、今後の拡大余地を有している。こうした中、伊勢志摩及び周辺地域では高付加価値なインバウンド観光地づくりが進められており、今後は2033年の伊勢神宮式年遷宮に向けた機運の高まりとともに、国内外からの来訪及び周遊の進展が期待される。また、県の観光施策でも、訪日外国人旅行者は日本ならではの歴史、文化、食、学びを伴う体験への関心が高い傾向にあることから、明和町が有する斎宮及び斎王に係る歴史文化資源は、こうした需要との親和性が高い。

このような状況を踏まえ、明和町への誘客及び滞在促進を図るためには、伊勢志摩地域を訪れる旅行者の周遊動向を的確に捉えつつ、観光ルート、体験プログラム、交通アクセス、季節ごとの催し等に関する情報について、『明和町と伊勢志摩との情報連携を推進し、一体的かつ効果的な情報発信を実施』することが必要である。加えて、来訪を一過性の立ち寄りにとどめることなく、地域内での滞在時間及び観光消費額の向上につなげるためには、『明和町と伊勢志摩の宿泊先施設との連携』を進め、宿泊事業者を通じて明和町の斎宮跡見学、歴史体験及び関連イベント等を案内できる体制を整備することが重要である。

さらに、プロモーションに当たっては、明和町固有の魅力を明確に打ち出す観点から、『齋宮及び齋王の物語性・伊勢神宮との歴史的なつながりを生かした分かりやすい表現や印象づけるコンセプト』を用いることにより、伊勢志摩広域周遊の中における地域イメージの形成及び認知度向上を図る必要がある。とりわけ、2033 年の式年遷宮を見据えた広報展開においては、明和町の歴史的な位置づけを分かりやすく発信し、伊勢とのつながりの中で来訪動機を高めていくことが求められる。

このような中で、明和町日本遺産活用推進協議会（以下「本協議会」という。）が申請していた文化庁の事業「日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業（日本遺産魅力増進事業）」に採択（以下「本採択」という。）された。この事業は、日本遺産の魅力向上に資する先進的な取り組みを創出するため、文化庁からの委託事業として実施されるものであり、その対象経費は国が全額負担するものである。

本委託業務は、「明和町日本遺産魅力増進業務委託仕様書 5. 業務内容」に記載された内容を実施することで、前述した伊勢志摩地域との連携方針を具体化し、地域イメージの形成及び認知度向上並びに来訪動機の醸成を図ることを目的とする（以下「本業務」という。）。

つきましては、本業務が適切に進捗するよう、最も適格である受託者を公平かつ適正に選定するために、公募型プロポーザルを実施する。

第3 業務概要

（1）本業務の概要

本協議会が本採択に基づき実施する、明和町の日本遺産の魅力向上のための各種事業（①インバウンド誘致戦略策定・コンセプト設計事業②インバウンド受入環境整備事業③日本遺産ガイド人材育成事業）を実施する。

（2）本業務の履行期間

契約締結日から令和9年1月29日までとする。ただし、本採択の規定により、成果物の納品及び検収、受託者からの委託費の請求、並びに本協議会から受託者への支払いまでの全手続きを令和9年1月29日までに完了する必要があることから、受託者は令和9年1月8日頃までに本業務における各事業を完了させ、成果物を納品すること。

なお、本業務の詳細は「明和町日本遺産魅力増進業務委託仕様書」のとおりとする。

第4 提案上限額

本業務にかかる委託金額の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに再度、見積を徴収し契約を締結する。

委託金額の上限 8,142,878円（消費税及び地方消費税含む）

なお、上記の上限額は、本募集要項「第3 業務概要（2）本業務の履行期間」に定める期間中の委託費全額に対するものとする。

第5 参加資格

本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている企業であること。

- ア 本業務の公告日時点において明和町競争入札参加資格者名簿（業務委託「計画策定・コンサルティング」）に登録があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 明和町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年訓令第3号）及び明和町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第93号）に基づく指名停止措置を受けていない者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

第6 受託者の選定方法

- （1）参加申込者のうち参加資格要件を満たした者から提出された業務提案書等に対する書類審査を行い、本募集要項「第10 業務提案書等の提出」に定める記載事項を満たす業務提案書等の提出者を対象に、明和町日本遺産魅力増進業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。審査は、本募集要項「第11 提案内容の審査」に定める評価基準（以下「評価基準」という。）に基づいて行う。そして、審査による評価得点が基準点（満点の6割以上）を満たし、最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、評価得点が最も高い者が複数存在する場合は、評価基準の「①【事業1】インバウンド誘致戦略策定・コンセプト設計事業の履行手段」、「②【事業2】インバウンド受入環境整備事業の履行手段」、及び「③【事業3】日本遺産ガイド人材育成事業の履行手段」の合計点が高い者を選定する。①～③の合計点が同点の場合、「④業務実施体制及びスケジュール」の得点が高い者を選定する。「④業務実施体制及びスケジュール」も同点の

場合は、「⑤業務実績」の得点が高い者を選定し、「⑤業務実績」も同点の場合は、「⑥提案見積金額」の得点が高い者を選定する。それも同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、参加者が1者のみの場合は、評価得点が基準点以上であれば、その者を優先交渉権者として選定する。

- (2) 優先交渉権者は、発注者に再度見積を提出し契約の締結を行う。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、次点の者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

第7 実施スケジュール

項 目	期日・期間等
プロポーザルの実施の公告	令和8年8月13日(木)
参加申込書類の受付	公告から令和8年8月20日(木) 午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和8年8月21日(金) 予定
募集要項、業務提案書作成等に関する 質問の受付	公告から令和8年8月24日(月) 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年8月25日(火) 予定
業務提案書等の受付	参加資格確認結果通知到達から 令和8年8月31日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング の実施	令和8年9月3日(木)
審査結果通知	令和8年9月中旬予定

第8 参加申込書類の提出

(1) 参加申込書類の受付

- ①受付期間 公告から令和8年8月20日(木) 午後5時まで
- ②提出方法 窓口への持参または郵送(必着)とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先 本募集要項「第14 事務局」に定める担当係
- ④提出書類 下記書類を、正本として1部提出すること。なお、添付書類を含め提出書類の体裁はA4サイズ、ホッチキス止めを行わずクリップ等により留めるものとする。
 - ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 会社概要書(様式第2号)

(2) 参加資格確認結果通知

参加申込者から提出された参加申込書類を本募集要項「第5 参加資格」により確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式第4号）にて参加申込書類提出者全員に電子メールにて通知する。なお、令和8年8月24（月）午前10時を過ぎてもメール到達の確認がとれない場合、参加申込書類の提出先へ令和8年8月24日（月）午後5時までに電話にて問い合わせること。

第9 質問書の提出

（1）募集要項、業務提案書作成等に関する質問の受付

- ①受付期間 公告から令和8年8月24日（月）午後5時まで
- ②提出方法 質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。
電子メールの件名は、「明和町日本遺産魅力増進業務委託 質問書送付」と記載すること。なお、メール到達確認を、電話にて行うこと。
- ③提出先 本募集要項「第14 事務局」に定める担当係

（2）募集要項、業務提案書作成等に関する質問の回答

- ①回答日 令和8年8月25日（火）予定
- ②回答方法 質問に対する回答は、参加申込者全員に対し電子メールにて回答する。

第10 業務提案書等の提出

（1）業務提案書等の受付

- ①受付期間及び時間
参加資格確認結果通知到達から令和8年8月31日（月）午後5時まで
- ②提出方法
窓口への持参または郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先
本募集要項「第14 事務局」に定める担当係
- ④提出書類

下記書類を、A4判縦長左綴じファイルとして作成し、正本として1部、副本として9部をフラットファイルに綴じて提出すること。なお、下記書類毎にインデックスを貼付し、用紙については全てA4サイズとする。ただし、図面等についてはA3サイズも可能とするがA4サイズに折ること。また文字サイズは原則10.5ポイント以上とする。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの一式を、あわせて提出すること。

ア 業務提案書提出書及び誓約書（様式第 7 号）※表紙

イ 業務提案書

「明和町日本遺産魅力増進業務委託仕様書」に示された業務内容を達成するための提案を、本募集要項「第 1 1 提案内容の審査」に定める評価基準における各評価項目①～⑤に沿うように記載すること。特に、事業①に関して、コンセプト（案）や宿泊施設等の想定ヒアリング先・明和町との連携先（案）を記載し提案すること。

なお、任意様式とするが、A 4 縦置き横書き左綴じとする。ページ数は全章含めて 5 ページ（A 4 換算）以内とし（表紙や目次、図面等はページ数に含まない）、ページ番号を付けること。

ウ 業務スケジュール（A 3 任意書式）※ 1 枚まで

エ 会社概要書（様式第 2 号）

オ 業務実施体制（様式第 6 号）

カ 同種・類似業務実績調書（様式第 8 号）※ 5 件まで

キ 参考見積書（様式第 9 号）

任意様式とするが、積算内訳を明示し（消費税及び地方消費税抜き、千円単位）、見積金額は、本業務に関する費用全てを含み、また消費税及び地方消費税を含む金額とする。

※上記以外の添付書類は不可とする。

第 1 1 提案内容の審査

1 提案内容の審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

①実施日時 令和 8 年 9 月 3 日（木）

②実施場所 明和町役場及びその周辺の公共施設を予定（詳細は別途通知します。）

③参加者から業務提案書が提出された順番で、参加者ごとにプレゼンテーションをするものとし、参加者に実施時間の詳細を通知するものとする。

④参加者は、プレゼンテーションを 20 分以内で実施し、その後、選定委員による当該参加者へのヒアリングを 20 分以内で実施するものとする。

⑤参加者は、スクリーンに投影した上でプレゼンテーションを実施するものとする。また、使用する電子機器（パソコン、プロジェクター、ケーブル類）やスクリーンは本協議会が準備する。なお、事前にプレゼン用データを本募集要項「第 1 4 事務局」に定める担当係へ提出すること（詳細は別途通知）。

- ⑥プレゼンテーション実施の際に、参加者は、令和８年８月 31 日（月）までに提出した業務提案書等及びそこに記載した内容を提示するのみとし、新たな内容の提示はできないものとする。
- ⑦プレゼンテーションの参加者は、提案内容を熟知している３名までとする。
- ⑧プレゼンテーションは非公開で実施する。

２ 審査結果

審査結果は、当該事業者全員に電子メール（様式第 10 号）にて通知する。
なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

３ 評価基準

評価項目	配点	評価の視点
①【事業１】インバウンド誘致戦略策定・コンセプト設計事業の履行手段	25 点	・本業務の実施背景や目的を的確に捉えた上での【事業１】の実施手法および目標設定の妥当性と具体性 ・実施手法における独自の工夫・付加価値
②【事業２】インバウンド受入環境整備事業の履行手段	25 点	・本業務の実施背景や目的を的確に捉えた上での【事業２】の実施手法および目標設定の妥当性と具体性 ・実施手法における独自の工夫・付加価値
③【事業３】日本遺産ガイド人材育成事業の履行手段	25 点	・本業務の実施背景や目的を的確に捉えた上での【事業３】の実施手法および目標設定の妥当性と具体性 ・実施手法における独自の工夫・付加価値
④業務実施体制及びスケジュール	15 点	・円滑な業務遂行に向けた実施体制（人員・連絡体制等）および工程計画の実現性と妥当性
⑤業務実績	5 点	・同種・類似業務実績※の有無 同種業務が複数有：５点、 同種業務が１つ有：４点、 類似業務のみ複数有：３点、 類似業務のみ１つ有：２点 同種・類似業務が無：１点
⑥提案見積金額	5 点	配点×（「全参加申込者の参考見積書の金額のうち最低価格」÷「参考見積書の金額」） ※少数点２位以下は切り捨て
合 計	100 点	

※同種・類似業務（令和３年度以降に受注した業務）

本業務の公告日時点において、令和３年度以降に受注した以下に示す同種業務又は類似業務（再委託による業務は除く。）のこと。

○同種業務：国又は地方公共団体等※が発注する、「明和町日本遺産魅力増進業務委託仕様書 ５．業務内容」に示されたいずれかの業務のうち、日本遺産に関するものの業務。

○類似業務：国又は地方公共団体等※が発注する、「明和町日本遺産魅力増進業務委託仕様書 ５．業務内容」に示されたいずれかの業務のうち、日本遺産以外に関するものの業務。

※国又は地方公共団体等

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項」に定める国、特殊法人等又は地方公共団体、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条」に定める公的医療機関、「国立大学法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項」に定める国立大学法人、「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項」に定める公立大学法人、日本遺産の認定協議会、及びその他、日本遺産の認定協議会に属する構成団体（観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間企業等）

第 1 2 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参考見積書の見積金額が本募集要項「第 4 提案上限額」に定める上限金額を超える場合
- (2) 参加申込者が本募集要項「第 5 参加資格」に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 参加申込者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (4) 一の参加申込者が複数の提案を行った場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 著しく信義に反する行為があった場合

第 1 3 応募に関する留意事項、その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本協議会

- に帰属するものとする。
- (3) 参加申込者から本募集要項に基づき一度提出された書類は、差替え等ではないものとし、またその理由の如何に関わらず提案書の返却はしない。
 - (4) 本協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
 - (5) 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）、明和町会計規則（昭和49年規則第8号）をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
 - (6) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第3号）」を持参又は郵送にて提出すること。
 - (7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項は本協議会会長が別に定める。

第14 事務局

本プロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字斎宮2811番地

明和町日本遺産活用推進協議会事務局（明和町役場 斎宮跡・文化観光課）

電 話： 0596-63-5315

FAX： 0596-63-5316

メール： saikuuato@town.mie-meiwa.lg.jp